

1. 肺炎球菌による感染とは

肺炎球菌はのどや鼻に入る細菌であり、肺炎や中耳炎などを引き起こします。成人における肺炎球菌による感染症は、その多くが菌血症を伴わない肺炎です。

肺炎は日本人の死亡率の第5位で、特に75歳以上で肺炎による死亡率は男女ともに急激な増加がみられています。

2. 肺炎球菌予防接種の効果等

肺炎球菌には約90種類の型があり、肺炎球菌予防ワクチンを接種すると、そのうち成人でも病気を引き起こしやすい23種類の型に対して免疫をつけることができます。1回の接種で少なくとも5年以上抗体が続き、肺炎球菌による感染症の80%を防ぐことができるとされています。

ただし、長期に抵抗力（免疫）を保つには、5年以上の間隔をおいて追加接種をすることが必要です。（5年以内の間隔で接種された場合、接種した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が、初回接種よりも強く現れることがありますので、ご注意ください。）

再接種する場合は、任意接種（全額自己負担）となります。

3. 肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応

接種した部分の痛みや腫れ、熱感、発赤が5%以上の割合で接種後に見られます。また、僅かに、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱がみられることもありますが、いずれも症状が軽度で2～3日位で消失します。

重大な副反応としては、アナフィラキシー様副反応、血小板減少、ギランバレー症候群があります。

4. 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方：一般的に、体温が37.5℃以上の場合をさします。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、急激な血圧低下など）を起こしたことがある方
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した方

5. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ このワクチンの成分、またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方

6. 長期療養特例について

接種期間に、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、定期接種を受けられなかった方には、特例措置として、その受けられなかった理由が解消されてから1年以内であれば、定期接種を受けることができます。

ただし、長期療養特例措置の対象となる疾病や申請方法等については、下記の岩出市生活福祉部保険介護課へお問い合わせください。

7. 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた約30分間は、急な副反応が起こることがあります。接種医にすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 接種当日は激しい運動や深酒は避けてください。
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないでください。
- ④ 接種後に発熱したり、接種した部分が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にはその症状は軽く、通常、数日中に消失します。

8. 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって発病することがあります。

予防接種を受けた後、高熱や体調の変化、その他接種した部分の異常反応に気づいた場合は、接種を受けた医療機関で診察を受け、下記の岩出市生活福祉部保険介護課へご連絡ください。

9. 予防接種健康被害救済制度について

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種による健康被害が生じた場合、健康被害救済に関する給付制度が「予防接種健康被害救済制度」です。健康被害者からの請求申請について高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種との因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合は、以下の給付が行われます。（健康被害の程度により支給内容が決定されます。）

- ① 医療費（入院を要すると認められる程度の医療）
- ② 医療手当（入院通院に必要な諸経費を月単位として支給）
- ③ 障害年金（障害の程度に応じて支給）
- ④ 遺族年金（死亡した人が生計維持者の場合、10年を限度として支給）
- ⑤ 遺族一時金（死亡した人が生計維持者でない場合支給）
- ⑥ 埋葬料（死亡した人の葬祭を行う人に支給）

※健康被害救済に関する請求には、所定の診断書やカルテの開示が必要です。また、請求にかかる諸経費は給付の対象にはなりません。

※予防接種健康被害救済制度の認定の可否判定には、約2～3年程度かかります。

以上の説明をよく読んだうえで主治医とよく相談し、接種を受けましょう。

ご連絡・お問合せ先

岩出市役所 保険介護課 健康推進係
電話 0736-62-2141（代表）